

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、徳島市内海博行の請求に係る監査の結果を、平成20年7月28日決定したので、次のとおり公表する。

平成20年8月5日

徳島県監査委員	数藤善和
同	福永義和
同	片山隆司
同	児島勝
同	森田正博

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成20年6月4日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

2 請求書の要旨

1 請求の趣旨

- (1) 徳島県は、平成19年12月31日に、南部総合県民局県土整備部施設管理担当技術課長補佐花房稔県職員（以下「本職員」という）が、依願退職した際、約2900万円の退職金の支払いをした。
- (2) 平成20年5月19日の会見で、徳島県知事は、「本職員は、最低でも減給、停職が妥当」と語り、県は、昨年12月の調査で、公務員倫理条例違反と認識していた。
- (3) 然るに、県は、本職員に勧奨退職として、早期退職分約金265万円を上乗せして退職金を支払いした。
- (4) 以上のことから、当該支出金約265万円は徳島県知事が、県に損害を与えるものであるから、支出された公金の返還を求める等のしかるべき措置を求める。
- (5) 尚、本支出金は、プライバシー保護の観点から公表されていないため、推定金額である。

2 個別外部監査を求める理由

- (1) 請求者は、平成20年3月12日に本職員について地方公務員法等違反として退職金返還請求をしたところ、同年4月10日に却下されております。
- (2) 徳島県は、監査機能の強化を図る為、監査委員の増員をしていますが、そ

の目的は、県指定銀行で利害関係人である阿波銀行の再就職先確保にあると思われます。又、監査委員の内2名は県会議員枠であり、このような監査委員が厳正な審査をすることには限界があります。それどころか、無駄な公金の支出であります。

(3) よって、監査委員による監査に代え、個別外部監査人による監査を請求します。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙添付書類を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

(6月26日追加分)

1 本職員の監査請求は、平成20年4月10日に「具体的な適示と証拠書類等の提出が認められない」との理由により却下されている。

上記の具体的な適示及び証拠書類とは、如何なるものか具体的に明示すべきである。

さらに、平成20年4月10日に却下された事案を、再び同じ監査委員が監査するには限界があると言わざるを得ない。

平成20年3月17日徳島県議会運営委員会で、監査機能の強化を図る目的で監査委員が増員されたにも拘らず、徳島県は監査機能不全に陥っており、監査委員の増員の目的は、徳島県の指定銀行つまり利害関係人である阿波銀行の再就職先確保であり、交換条件として徳島県職員の天下り先確保にあると思われる。

実際、元徳島県幹部佐藤公夫氏は、福永義和氏が監査委員に就任された平成20年4月1日に、財団法人徳島経済研究所に天下りされている。

飯泉ヨシカド知事は、金職財政と言いながら無能な監査委員を増員しており許しがたいものがある。欲しい欲しいレキサス問題も同様である。

巧言令色少なし仁とはまさに飯泉ヨシカド君のための諺ではないだろうか。

飯泉ヨシカド知事は、平成16年8月1日の台風10号豪雨時に、ライブハウスで真木和茂現企画総務部長と飲食をしており、県議会で危機管理に欠けると指摘されているしながら、今回の元県職員不祥事で徳島県警により家宅捜査が行われている最中もホテルで講演をしており、武市修一政策監は懇親会に出席し、危機管理意識が全くなく、学習能力もない。これほど無責任で、危機管理に欠如している人間は他に類を見ない。

飯泉ヨシカド君は、逮捕された本職員より悪質と言わざるを得ない。

飯泉ヨシカド君が無能であるから本職員及び監査委員も同類項になるのである、一度却下した事案を再度、同じ無能な監査委員が監査することに何の意味があ

るのか甚だ疑問である。監査委員は、今回の監査能力の無さを自覚して全員辞任すべきである。

無能な監査委員を大阪府並に増員したところで、税金の無駄遣いである。

監査委員も徳島県の緊縮財政を熟知しているならば、徳島県のために全員辞任すべきである。

(以上、原文のまま掲載(別紙省略))

第2 個別外部監査を行わなかった理由

次の理由により、知事に地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という)第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった。

請求人は同人から提出された平成20年3月12日付けの住民監査請求が却下されたこと及び県の指定金融機関の勤務経歴がある監査委員や、議会選出の監査委員では厳正な審査に限界があるとして、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかし、先の住民監査請求は要件を欠くため却下となったものであり、各監査委員は法第196条の規定に基づき適正に選任されており、請求人の主張には理由がなく、個別外部監査を実施することが相当であるとは認められない。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人(以下「請求人」という。)に対して法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示があった。

2 監査対象機関

企画総務部人事課及び同部職員厚生課並びに南部総合県民局企画振興部及び同局県土整備部を監査対象とした。

第4 監査の結果

花房稔(以下「元職員」という。)に対し、平成20年1月31日に同人に支給された退職手当30,103,057円のうち、「職員の退職手当に関する条例(昭和29年3月30日徳島県条例第3号、以下「退手条例」という。)」の規定によりその者の非違により退職した場合の退職手当との差額分8,926,307円は退手条例の適用を誤った支給であるので、元職員に対し平成20年10月31日までに不当利得返還請求を行うよう、徳島県知事に勧告する。

第5 決定の理由

1 請求人の主張

請求人の主張を整理すると次のとおりとなる。

- (1) 平成19年12月31日に退職した元職員に約2,900万円の退職金を支払った。
- (2) 平成20年5月19日の会見で知事は昨年12月の調査で徳島県の公務員倫理に関する条例違反で減給か停職が妥当と認識していたと述べているが、早期退職分として約265万円を上乗せして退職金を支払いした。
- (3) 徳島県知事は、支出された265万円の返還を求める等のしかるべき措置を講ずること。

2 事実の確認

平成20年7月2日に人事課、職員厚生課及び南部総合県民局から調書、資料の提供を求め、その後、事務局職員による審査、内容確認の上、同月18日、監査委員は監査対象機関に対する監査を行った。その結果は次のとおりであった。

- (1) 平成19年4月17日に知事あてに外部から匿名で元職員が業者から飲食、遊興、旅行の供応を受けているとの投書があった。同月18日に人事課から指示があり、同月19日と23日に、南部総合県民局県土整備部において同部長と同部次長が元職員から事情聴取を行った。本人が供応の事実を否定したため、誤解を招く行動はしないように指導を行い、その旨を同局企画振興部を通して人事課に報告した。
- (2) 同年11月2日に政策監あてに、元職員が(株)誠から飲食の供応を受け、旅行も一緒に行ったとのファクシミリがあった。同月9日に人事課から指示があり、同月12日に、南部総合県民局において同局企画振興部長と県土整備部長が元職員から事情聴取を行った。元職員は業者との飲食や旅行への参加は認めたが、(株)誠に勤務している高校の後輩との個人的な付き合いであり、経費は自分で払っており、業者に便宜を図ったことはないと主張した。同局企画振興部の監査調書では「徳島県の公務員倫理に関する条例（以下「倫理条例」という。）に違反するおそれもあり、公務員としてふさわしくない行為との感触を得たため、本人に厳重注意するとともに、その旨、当部から人事課に報告をした。」とされている。

人事課が南部総合県民局企画振興部に指示した質問事項「明らかに、倫理条例・

規則違反を始め、地方公務員法や職員服務規程に違反しており、処分対象になるが、それについてどのように考えているか」に対して、元職員は「甘いと言われても仕方がないが（中略）(株)誠との関係が利害関係者であるとの認識がなかった。陳述は事実であり、これ以上弁解のしようがないと思っている。」と答えており、11月12日の南部総合県民局の元職員の事情聴取の時点で、人事課は懲戒処分の対象になることを認識していた。

(3) 同年12月7日、8日及び9日に人事課に外部通報者からファクシミリで、元職員と(株)誠の関係を告発する通報があった。

(4) 同月17日に当時の人事課長が元職員に対する事情聴取を実施した。元職員は、同日の夕方に人事課長に対し退職願を提出したが、退職日が同月17日となっていたため、出し直しさせた。同日、人事課から南部総合県民局に「永年勤続表彰」の追加手続きを指示した。

(5) 平成20年5月26日定例記者会見での飯泉知事は次のように発言している。

「12月の段階で、我々には強制捜査権がない。そしてとりうるどころ、例えば個人の、ここも拒絶が本当はできるんですけど、貯金通帳を調べるとかですね、領収書があるのかないのかとかですね、そうした調べる範囲から見た場合に、停職というところ（が上限として妥当）ではないだろうか。

それを考えると、個人がやめる、しかも54歳ということからいきますと、年収が700万ということですから、かける6ということで行くと、まあ4200万ですよね。それから見て、今回早期に退職するという部分は、自らの処分を課したのではないかと。そのように捉えたということです。

しかし、結果として、例えばこのまま刑が確定していくということに、送検がされてということですけどね、なってきた場合には、当然免職事由がそこにあったということになりますので、そうした場合には当然退職金の返還を請求していくということになります。」

(6) 同年6月17日開催された県議会総務委員会で人事課長は「本人の話の内容でも、倫理に関する認識が低かった、脇が甘かったという反省が聞かれたところでございます。そうした中で、自分の行動についてこれからも自信が持てないということで、私どもの調査の終わった段階で、本人から辞職ということで、12月末に退職ということになりました。」と説明している。

(7) 同年7月16日第1回公判で検察の公訴事実である「被告人花房は、松山及び岡久から、南部総合県民局が発注し、県土整備部施設管理担当が所管する物品等の購入先の選定について、(株)誠のために有利便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様に有利便宜な取り計らいを得たいとの趣旨の下に供与されるも

のであることを知りながら、平成18年6月8日から同月10日までの間、合計10万5,309円相当の韓国・釜山への旅行等の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受した」こと及び「被告人花房は、松山及び岡久から、同局が発注し、同担当が所管する工事に関し、同社が工事の施工業者に建設資材を納入できるよう同社のみが資材メーカーから仕入れ扱い得る建設資材を工事の設計仕様に採用するなどの有利便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨等の下に供与されるものであることを知りながら、平成19年6月7日から同月9日までの間、合計12万431円相当の宮城、盛岡及び山形への旅行等の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受した」ことについて、被告の元職員はその事実を認めた。

3 判断

退手条例第5条第1項の適用については、長の合理的な裁量に委ねられており、その判断が著しく不合理で裁量権を逸脱し、濫用があった場合のみ違法になると解される。

元職員の退職に当たり退手条例の適用は、現在までの事実の確認から判断すると、自らの非違が原因となって退職したことは明らかであり、退手条例第5条第1項を適用し「その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者」と同等に扱い、高い支給率による退職手当を支給した行為は著しく不合理であり違法となる。

よって、自らの非違が原因となって退職した場合に支払われる退職手当との差額の全額8,926,307円を不当利得として元職員に返還請求すべきである。